



令和4年4月8日

各位

会社名 株式会社 ブロッコリー
代表者名 代表取締役社長 高橋 善之
(証券コード 2706)

問合せ先 取締役執行役員コーポレート本部長 渡邊 朋浩
(TEL 03 - 6685 - 1366)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日令和4年4月8日開催の取締役会において、令和4年5月27日に開催を予定しております第28期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会の参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。	<削除>

現行定款	変更案
<p data-bbox="416 152 528 181"><新設></p>	<p data-bbox="842 145 1326 174"><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p data-bbox="842 185 1487 297"><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="911 309 1487 504"><u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p data-bbox="416 564 528 593"><新設></p>	<p data-bbox="1129 557 1190 586" style="text-align: center;">附則</p> <p data-bbox="842 598 1487 833"><u>第1条 現行定款第16条の規定の削除及び変更定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="911 844 1487 996"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有するものとする。</u></p> <p data-bbox="911 1008 1487 1160"><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和4年5月27日（予定）

定款変更の効力発生日 令和4年5月27日（予定）

※本議案による定款の一部変更は、株主総会において承認可決された時点から効力を生じることとします。

以 上